

平成29年度 定期総会資料

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会

期日：平成29年6月17日（土）

場所：塩谷中学校 アリーナ

総 会 次 第

1 開 会

2 あいさつ 反対同盟会会長 君島 勝美

3 来賓あいさつ 塩谷町長 見形 和久 様
塩谷町議会議長 斎藤 定男 様
栃木県議会議員 船山 幸雄 様

4 議 事

議案第1号 平成28年度 活動報告について

(事業期間 平成28年6月1日～平成29年5月31日)

議案第2号 平成28年度 収支決算報告及び監査報告について

(事業期間 平成28年6月1日～平成29年5月31日)

議案第3号 平成29年度 活動方針(案)について

議案第4号 平成29年度 収支予算(案)について

議案第5号 規約の一部改正について

議案第6号 平成29年度 役員について

協議第1号 指定廃棄物一時保管場所の強固化要望について

協議第2号 指定廃棄物一時保管場所の強固化及び農業系副産物の減容化・安定化による集約の処理促進に向けての栃木県から環境省への働きかけのお願いについて

5 新旧役員あいさつ

6 その他

① ダイレクトメールの対応について

② 町からの報告事項

- ・ 5県(宮城県・茨城県・群馬県・千葉県・栃木県)における現在の状況について

7 閉 会

議案第1号

平成28年度 活動報告

| No. | 期 日 | 活 動 名 | 備 考 |
|-------|----------|--|---------|
| 平成28年 | | | |
| 1 | 6月上旬～ | 環境省第5回ダイレクトメール送付 | |
| 2 | 6/8(水) | 第1回 同盟会役員会議(同盟会事務所) | 16名 |
| 3 | 6/18(土) | 平成28年度塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会定期総会 | 約330名 |
| | 6/28(火) | 同盟会かわら版 第21号発行 | |
| 4 | 8/25(木) | 第2回 同盟会役員会議(同盟会事務所) | 16名 |
| 5 | 9/1(木) | 第1回 同盟会全体会議(道の駅しおや 多目的ホール) | 51名 |
| 6 | 9/5(月) | 宮城県加美町区長会が候補地を視察(君島会長対応) | 21名 |
| | 9/9(金) | 同盟会かわら版 第22号発行 | |
| 7 | 9/14(水) | 伊藤副大臣来庁に際する抗議行動(役場前駐車場) | 400名 |
| | 9/27(火) | 同盟会かわら版 第23号発行 | |
| 8 | 10/16(日) | 詳細調査候補地の調査等にご尽力いただいた関口鉄夫先生のご逝去に伴い、関口先生のお別れ会に出席(君島会長) | |
| | 10/25(火) | 同盟会かわら版 第24号発行 | |
| 9 | 10/27(木) | 第3回 同盟会役員会議(同盟会事務所) | 16名 |
| 10 | 10/28(金) | 環境省を訪問し、戸別訪問に対する抗議文を提出 (君島会長・小太刀副会長) | 2名 |
| 11 | 〃 | 町民から回収した第4,5回目のダイレクトメールを環境省へ返却 | 約2,000通 |
| 12 | 11/10(木) | 長野県宮田村の産業廃棄物最終処分場反対署名運動への協力を依頼 | 区長文書にて |
| | 〃 | 同盟会かわら版 第25号発行 | |
| 13 | 12/7(水) | 上記署名4,508名分を郵送 | |
| 14 | 12/18(日) | 「宮田の環境を守る会」「駒ヶ原水と命を守る会」の連名で署名運動への協力に対する御礼状が届く | |
| 15 | 12/21(水) | 第4回 同盟会役員会議(同盟会事務所) | 14名 |
| 平成29年 | | | |
| 16 | 2/15(水) | 第5回 同盟会役員会議(同盟会事務所) | 13名 |
| 17 | 3月上旬～ | 環境省第6回ダイレクトメール送付 | |
| | 3/10(金) | 同盟会かわら版 第26号発行 | |
| 18 | 3/18(土) | 東北大学 大槻憲四郎名誉教授が候補地を視察・調査(君島会長が同行) | |
| | 3/28(火) | 同盟会かわら版 第27号発行 | |
| 19 | 4/1(土)～ | 全行政区の日替わりによる同盟会事務所当番を開始 | 54行政区 |
| 20 | 5/16(火) | 第6回 同盟会役員会議(同盟会事務所) | |

平成28年度 収支決算報告書

◎収入の部

平成29年5月31日現在

| 科 目 | 金 額 | 内 訳 |
|------------------------|-----------|------------------------------------|
| 1. 前年度繰越金 | 3,570,963 | |
| 2. 活動物品販売収入 (のぼり旗等) | 486,000 | ・区 161,000 ・個人 325,000 ・団体 0 |
| 3. ステッカー販売収入 | 15,000 | ・ステッカー15枚 15,000 |
| 4. 募金 | 0 | |
| 5. 寄付金 | 55,956 | ・企業、各種団体 25,956 ・個人 30,000 |
| 6. その他収入 | 149 | ・預金利息等 149 |
| 合 計 | 4,128,068 | |

◎支出の部

| 科 目 | 金 額 | 内 訳 |
|------------|-----------|--|
| 1. 同盟会運営費 | 942,404 | |
| ① 集会等開催費 | 0 | |
| ② 街頭活動費 | 147,600 | ・道路使用許可申請料 27,600 ・広報車賃借料 120,000 |
| ③ 抗議活動費 | 657,304 | ・のぼり旗、旗竿等購入費用 648,864 ・抗議文提出時諸経費 8,440 |
| ④ 外交活動費 | 77,500 | ・チラシ折り込み料 13,600 ・広報車廃車費用及び車両借用に係る謝礼金 51,700 ・総会等資料代等 12,200 |
| ⑤ 事務所運営費 | 60,000 | ・事務所運営に関する費用 60,000 |
| 2. 通信費及び雑費 | 322,061 | |
| ① 光熱、水道費 | 83,612 | ・上寺島事務所電気代 83,612 |
| ② 通信運搬費 | 215,989 | ・KDDI料金 81,022 ・インターネット料金 18,096 ・電話料金 106,333 ・郵送料金 10,538 |
| ③ 雑費 | 22,460 | ・事務用品購入費用 22,460 |
| 合 計 | 1,264,465 | |

収入合計 支出合計 残金
4,128,068 - 1,264,465 = 2,863,603

残金については、次年度へ繰越といたします。

平成29年6月17日

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会 会長 君島 勝美

監 査 報 告 書

平成29年6月12日、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会事務所において、平成28年6月1日から平成29年5月31日までの会計処理の監査を実施したところ通帳、証票、関係帳簿等が適切に処理されておりましたので報告いたします。

平成29年6月17日

最終処分場反対同盟会 監事 高 橋 博



最終処分場反対同盟会 監事 齋 藤 恒 好



議案第 3 号

平成 29 年度 活動方針 (案)

平成 26 年 7 月 30 日に栃木県における指定廃棄物処分場の詳細調査候補地として「寺島入国有林」が選定されてから、まもなく 3 年を迎えようとしています。

その間、指定廃棄物最終処分場問題を取り巻く状況は大きな変化を見せております。本町においては、2 年前の関東・東北豪雨の影響によって、詳細調査候補地が冠水する事態が発生しました。これを受け、町は、同年 12 月 7 日に指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の選定結果を環境省へ返上いたしました。

本町と同様の問題を抱える他県の状況を見てみますと、宮城県においては、栗原市、大和町、加美町の 3 市町が候補地の返上を表明し、千葉県においても、候補地に選定された千葉市が詳細調査の受け入れ拒否を表明しており、指定廃棄物の処理に関するその後の進展は一切ありません。

また、茨城県、群馬県においては、県内一カ所集約を諦め、現状の一時保管を現地で継続して、段階的に処理する方針へと舵をとっており、事実上の環境省処理方針の撤回という状況下にあります。

このように刻々と状況が変化しているにも関わらず、環境省は、栃木県における指定廃棄物の処理について、当初の計画通り、県内一カ所集約の方針を変えておらず、町民に対するダイレクトメールを送付や行政区長宅へ戸別訪問、更には地元新聞やラジオ等のマスメディアを使って広告を掲載するなど、塩谷町に対してプレッシャーをかけ続けています。

そのような中で、今、私たちに求められているのは、国が行う詳細調査に繋がるすべての事業を「絶対反対」「断固拒否」し続ける意思を全町民で統一し、何があってもこの塩谷町の自然を守り、後世の代につけを残さない。そして上流の町に住む者として、清流 荒川・鬼怒川の水を守り、下流域の人々に安全な水を送り届ける責務を果たすことでもあります。

すべての町民が「白紙撤回」を勝ち取るまで闘い抜くため、引き続き「町民心ひとつ 一致団結」のスローガンのもとに、粘り強く活動を続けていくことを平成 29 年度の塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の活動方針として提案します。

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会
会 長 君 島 勝 美

議案第4号

平成29年度 収支予算書(案)

◎収入の部

| 科 目 | 金 額 | 内 訳 |
|------------------------|-----------|---------------------------|
| 1. 前年度繰越金 | 2,863,603 | |
| 2. 活動物品販売収入 (のぼり旗等) | 400,000 | ・区 200,000 ・個人 200,000 |
| 3. ステッカー販売収入 | 10,000 | ・ステッカー 10,000 |
| 4. 募金 | 0 | |
| 5. 寄付金 | 5,000 | |
| 6. その他収入 | 397 | ・預金利子等 397 |
| 合 計 | 3,279,000 | |

◎支出の部

| 科 目 | 金 額 | 内 訳 |
|----------------|-----------|---|
| 1. 同盟会運営費 | 980,000 | |
| ① 集会等開催費 | 100,000 | |
| ② 街頭活動費 | 180,000 | ・広報車ガソリン代 30,000 ・道路使用許可申請料 30,000 ・軽ワゴン賃借料 120,000 |
| ③ 抗議活動費 | 600,000 | ・のぼり旗・竿代 595,000 ・振込手数料 5,000 |
| ④ 外交活動費 | 40,000 | ・チラシ折込料 30,000 ・外部集会等資料代 10,000 |
| ⑤ 事務所運営費 | 60,000 | ・上寺島事務所茶菓子代 60,000 |
| 2. 通信費及び雑費 | 273,000 | |
| ① 光熱、水道費 | 90,000 | ・上寺島事務所電気代 90,000 |
| ② 通信運搬費 | 143,000 | ・インターネット料金 18,000 ・郵便料金 15,000 ・電話料金 110,000 |
| ③ 雑費 | 40,000 | ・事務用品 20,000 ・プリンター維持管理等 20,000 |
| 3. 予備費 | 26,000 | ・上記科目の不足分を充当 |
| 4. 次年度(H30)繰越金 | 2,000,000 | ・H30年度への繰越金 |
| 合 計 | 3,279,000 | |

収入合計 3,279,000 支出合計 3,279,000 差引残金 0

上記の通り、上程いたします。

平成29年6月17日

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会 会長 君島 勝美

議案第 5 号

規約の一部改正について

新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考欄 |
|---|---|-------------|
| <p>(役員)</p> <p>第 5 条 同盟会には、会長、副会長、会計、事務局長、監事及び理事の役員を置く。</p> <p>2 会長 1 名、副会長 3 名は、第 4 条の構成員のうち理事の職にあるものから互選する。</p> <p>3 会計 1 名、事務局長 1 名、監事 2 名及び事務局員は第 4 条の構成員の中から適任者を選任する。</p> <p>4 会長は会務を総括し、会長に事故ある時は副会長がその職務を代理する。</p> | <p>(役員)</p> <p>第 5 条 同盟会には、会長、副会長、会計、事務局長、監事及び理事の役員を置く。</p> <p>2 会長 1 名、副会長 2 名は、第 4 条の構成員のうち理事の職にあるものから互選する。</p> <p>3 会計 1 名、事務局長 1 名、監事 2 名及び事務局員は第 4 条の構成員の中から適任者を選任する。</p> <p>4 会長は会務を総括し、会長に事故ある時は副会長がその職務を代理する。</p> | <p>(変更)</p> |

議案第6号 平成29年度役員について

平成29年度 役員名簿

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 | 備 考 |
|-------|---------|-------------------------------|---|
| 会 長 | 君 島 勝 美 | 梶 橋 区 長 | 前年度より留任 第5ブロック選出理事 (理事による互選により選出) |
| 副 会 長 | 斎 藤 隆 宣 | 船生地区 区長会 会長 (清 水 区 長) | 第11ブロック選出理事 (理事による互選により選出) |
| 副 会 長 | 手 塚 尚 久 | 大宮地区 区長会 会長 (田 所 上 区 長) | 第2ブロック選出理事 (理事による互選により選出) |
| 副 会 長 | 上 野 武 | 玉生地区 区長会 会長 (金 枝 区 長) | 第6ブロック選出理事 (理事による互選により選出) |
| 事務局長 | 和 氣 孝 夫 | 上 寺 島 区 | 前年度より留任 会員の中から選出 |
| 会 計 | 斎 藤 善 輝 | 沼 倉 区 長 | 前年度より留任 第10ブロック選出理事 |
| 監 事 | 中 山 賢 寿 | 大 宮 上 区 長 | 会員の中から選出 |
| 監 事 | 斎 藤 恒 好 | 東 房 区 長 | 前年度より留任 会員の中から選出 |
| 理 事 | 相 馬 義 光 | 第1ブロック選出 (大 宮 下 区 長) | 第1ブロック選出理事 |
| 理 事 | 杉 山 寿 教 | 大宮地区 区長会 副会長 (肘 内 区 長) | 第3ブロック選出理事 |
| 理 事 | 廻 谷 知 則 | 大宮地区 区長会 会計 (上 沢 区 長) | 第4ブロック選出理事 |
| 理 事 | 倭 文 廣 | 玉生地区 区長会 副会長 (上 寺 島 区 長) | 第7ブロック選出理事 |
| 理 事 | 久 毛 輝 | 玉生地区 区長会 会計 (玉 生 宿 区 長) | 第8ブロック選出理事 |
| 理 事 | 斎 藤 俊 文 | 井 戸 神 区 長 | 第9ブロック選出理事 |
| 理 事 | 斎 藤 岳 雄 | 船生地区 区長会 副会長 (新 田 区 長) | 第12ブロック選出理事 |

協議第1号

塩谷町長 見形 和久 様

指定廃棄物一時保管場所の強固化要望について

貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の白紙撤回に向けてのご尽力に対しまして、心より敬意を表します。

また、当同盟会の活動につきましても、ご支援ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、国（環境省）は、今般、指定廃棄物の一時保管が長期化していることから、住民の更なる安全の確保、保管者の負担軽減をするため、必要に応じ保管の強化、遮蔽の徹底を行うなど、一時保管場所の強固化をしております。

さらには、農林業系副産物（稲わら、牧草等）については、乾燥、圧縮、堆肥化、炭化等をするなど減容化・安定化をした後、一時保管を強固化しております。

このような状況の中で、本町が指定廃棄物を一時保管している場所は、一昨年（2019年）の関東・東北豪雨による茨城県常総市の鬼怒川の堤防決壊を受け、昨年（2020年）の8月に見直された鬼怒川洪水浸水想定区域内に位置しております。大雨・台風等による増水・洪水時には被害を受けやすく、町民の皆様から当同盟会に対しても心配や不安の声が届けられています。

私たちの反対運動は指定廃棄物最終処分場の問題が国民・県民の合意形成を得て適正に処理されることを願って行っているものです。その活動の主旨として、白紙撤回するまでの町民の安全安心の確保も同盟会のひとつの役目だと思っております。

つきましては、塩谷町民及び鬼怒川下流域の住民への不安を解消するためにも、ボックスカルバートやコンクリートボックス等への詰め替えをするなどの、洪水、突風、竜巻などの自然災害に耐えるような一時保管場所の強固化を強く要望いたしますので、早急に対策を講じていただけるようお願いいたします。

平成 29 年 6 月 日

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会
会 長 君 島 勝 美

栃木県知事 福田 富一 様

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会
会 長 君 島 勝 美

指定廃棄物一時保管場所の強固化及び農業系副産物の減容化・安定化による集約の処理促進に向けての栃木県から環境省への働きかけのお願いについて

貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 7 月 30 日に栃木県における指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地として『寺島入国有林』が選定されてから、まもなく 3 年を迎えようとしています。

その間、指定廃棄物最終処分場問題を取り巻く状況は大きく変化をしており、塩谷町においては、平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨により詳細調査候補地が冠水したため、同年 12 月 7 日に指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の選定結果を町民の総意として環境省に返上いたしました。

さらに、現在の 5 県の状況を見ますと、宮城県においては、栗原市、大和町、加美町の 3 市町が候補地返上を表明し、このことを受け環境省は宮城県の意向を尊重し、県内で放射線量が 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物処理の一定の方向性が出るまでは最終処分場候補地の選定作業を見合わせている状況であります。

千葉県においては、千葉市が詳細調査の受け入れ拒否を表明し、千葉市で保管している廃棄物が 8,000 Bq/kg 以下となったため、指定廃棄物を指定解除いたしました。柏市などの他市町においてもボックスカルバートやコンクリートボックスによる現状保管場所の強固化などが進んでおります。

また、茨城県、群馬県については、環境省は、県内 1 カ所の最終処分場

の建設の方針は変えてはいないものの、必要に応じ保管方法を強固化しての現状保管の継続、指定解除の仕組み等を活用しながら、段階的に既存の処分場で処理する、いわゆる『現地保管継続・段階的処理』の考え方に移行し、事実上の最終処分場建設の断念とも言える環境省の処理方針の撤回がありました。

これらは環境省が主管する第9回指定廃棄物等処分等有識者会議において、一時保管の強固化、農林業系副産物の減容化・安定化及び8,000 Bq/kg以下の指定廃棄物の処理についての検討がなされたことに因を發しております。

その内容は、指定廃棄物の一時保管が長期化していることから、住民の更なる安全の確保、保管者の負担軽減をするため、必要に応じ保管の強化、遮蔽の徹底を行うなど、一時保管場所を強固化するとしています。

さらには、農林業系副産物については、乾燥、圧縮、堆肥化、炭化等をするなど減容化・安定化をした後、一時保管を強固化するとしています。

会議においては、8,000 Bq/kg以下の指定廃棄物の処理については、通常の処理方法で技術的に安全に処理することが可能であることも確認されていきました。

知事は、先の定例記者会見で、『農家等の一時保管者の負担軽減が喫緊の問題であるとして、農家の思いを集約し、それを踏まえて、当該市町の長と協議をしながら、その先の解決の道筋を探るという段階に移行したい、また、国は、保管市町などの関係者との協議に向けて、地域の実情に応じた負担軽減策の検討を進めるとともに、農家の意向について個別確認をしているので、集約や減容化などの負担軽減策について、市町と一体となって知恵を絞りたい。』と発言をしております。

この発言は、この問題の解決に向けてのひとつの階段を上る大きな一歩であり、大英断であると当会では評価させていただいております。

現在、本県において環境省は、濃度の再測定結果を受け、農家等の保管者の負担軽減の対策を講じたいとしており、具体的には、既存の処理施設での通常処理や、中間処理による減容化や集約化などについて、国の責任において、各市町及び関係者と協議したいとの方針を打ち出しております。

しかしながら、環境省はそのような発言をし、保管者の負担軽減を重視する処理方針であることを認識しながらも、栃木県においては、県内1カ

所集約の方針を優先しようとする『最終処分場ありき』の態度を変えておりません。

本町民に対してのダイレクトメール送付や議会議員・行政区長や各種団体の長宅等への戸別訪問、更には地元新聞やラジオ・テレビ・インターネット等のマスメディアを使って広告を掲載するなど、本町にプレッシャーをかけているのが実情であります。

つきましては、このような状況を踏まえ、貴職が常々言われております近年の異常気象による突風、竜巻、大雨等の自然災害による県民の不安解消や農家等の一時保管者の負担を軽減するために、環境省に対しまして、一時保管の強固化、併せて、中間処理による減容化や集約化に向けての働きかけについて、下記のとおり要望させていただきますので、ご支援ご協力願います。

記

- 1 一時保管が長期化している中で、環境省に早急に各市町の意見集約をしていただき、速やかに保管者の負担軽減に向けての施策実施を具現化していただきたい。
- 2 第8回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議（H28.10.17開催）においては代理等の出席者が多くみられました。県全体として考える問題としながらも、市町間の温度差が感じられますので、3月に実施した栃木県農業系指定廃棄物保管市町担当部課長会議のような農業系指定廃棄物保管市町（4市3町）の会議を環境省の主催で開催して、環境省が栃木県の課題としている農業系指定廃棄物の処理について、公式な場で調整していただきたい。
- 3 この問題は『塩谷町だけの問題ではない栃木県全体の問題である』という認識をお持ちいただき、県内首長の考えに温度差が出ないような議論ができる場を創設していただきたい。国が示している『我が事、丸ごと』の事業推進の意識を持っていただき、この問題を我が事として考えていただきたい。

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会規約

(目 的)

第1条 塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会は、雄大な高原山と尚仁沢湧水に代表される塩谷町の豊かな「自然と水」を守り、そこに生きる塩谷全町民の安心安全な生活を将来にわたり大切に守り育てていくと共に、荒川及び鬼怒川流域の水環境保全、生活環境向上と、安全安心な地域社会の実現に寄与するため、源流域の町の責務として、福島第一原子力発電所事故を起因として発生した指定廃棄物の最終処分場詳細調査候補地を、塩谷町上寺島地内の寺島入国有林野に選定したことに対し、候補地選定の白紙撤回を成就させることを目的として活動する。

(名 称)

第2条 本会は、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会（以下「同盟会」という。）という。

(事 業)

第3条 同盟会は、指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地選定の白紙撤回（以下「白紙撤回」）を達成するため次の事業を行う。

- (1) 白紙撤回のための署名活動
- (2) 白紙撤回のための要望、請願活動等
- (3) 白紙撤回のための各種大会の開催
- (4) 白紙撤回のための各関係機関、団体との連絡及び調整
- (5) その他白紙撤回のために必要な事項

(構 成)

第4条 同盟会は、塩谷町民全員が会員であり、別図1の組織により構成するものとする。

(役 員)

第5条 同盟会には、会長、副会長、会計、事務局長、監事及び理事の役員を置く。

- 2 会長1名、副会長2名は、第4条の構成員のうち理事の職にあるものから互選する。
- 3 会計1名、事務局長1名、監事2名及び事務局員は第4条の構成員の中から適任者を選任する。
- 4 会長は会務を総括し、会長に事故ある時は副会長がその職務を代理する。

(任 期)

第6条 同盟会役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第7条 同盟会の事業を円滑に行うため、理事会を置く。

- 2 理事会は、会長の命により本会の事業執行にあたる。
- 3 理事会は、ブロック毎に選出された理事を以って構成する。
- 4 理事会は、必要に応じて理事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会 議)

第 8 条 同盟会の会議は、会長が召集し議長となる。

2 会議には、必要に応じて本会構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(総 会)

第 9 条 同盟会の総会は全会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年 6 月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(事務局)

第 10 条 同盟会の事務局は、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会事務所内に設置する。

(経 費)

第 11 条 同盟会の経費は、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会が収受する寄付金等及び事業により得た収益等を充当する。

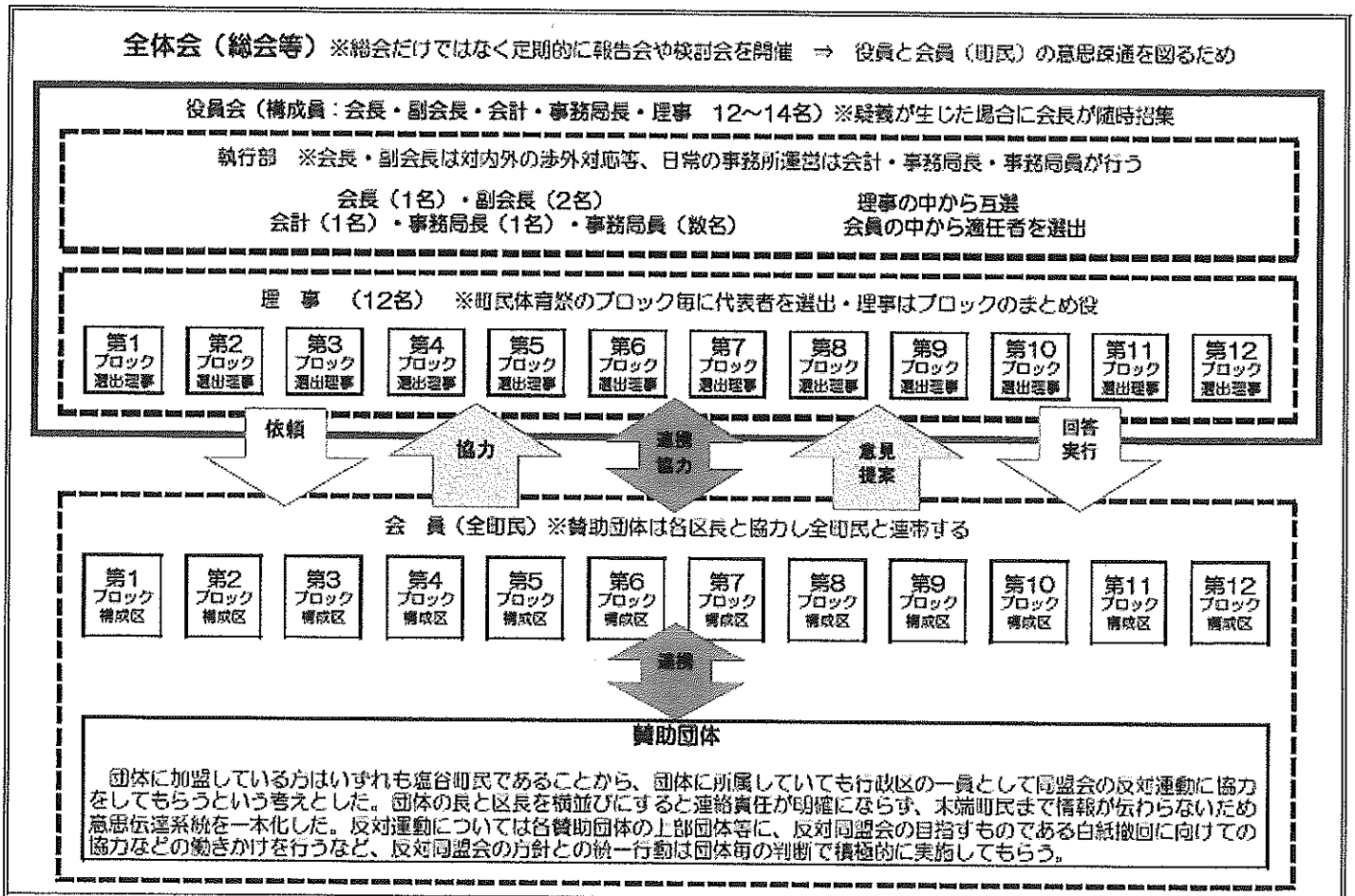
2 会計年度は 6 月 1 日から翌年の 5 月 31 日までとする。

附 則

1. この規約は、平成 28 年 6 月 18 日から施行する。

別図1

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会組織図



1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is crucial for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent data collection procedures and the use of advanced analytical techniques to derive meaningful insights from the data.

3. The third part of the document focuses on the implementation of data-driven decision-making processes. It provides a detailed overview of the steps involved in identifying key performance indicators (KPIs) and using data to inform strategic decisions.

4. The fourth part of the document addresses the challenges and risks associated with data management. It discusses the importance of data security, privacy, and the need for robust backup and recovery procedures to protect the organization's information assets.

5. The fifth part of the document concludes with a summary of the key findings and recommendations. It stresses the importance of ongoing monitoring and evaluation of the data management process to ensure its effectiveness and relevance in a rapidly changing business environment.